

報告第3号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約について別紙のとおり報告する。

平成15年2月20日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 石狩市、厚田村及び浜益村(以下「関係市村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、石狩市花川北6条1丁目30番地2石狩市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、第8条第1項第1号の委員となるべき者のうちから関係市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者(会長に充てられた者を除く。)をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ関係市村の長が協議して定めた順位により会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市村の長
- (2) 関係市村の議会の議長
- (3) 石狩市議会が推薦する議員 7人
- (4) 厚田村議会及び浜益村議会がそれぞれ推薦する議員 各5人
- (5) 石狩市長が推薦する学識経験を有する者 10人
- (6) 厚田村長及び浜益村長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者 各5人

2 前項に定める者のほか、必要に応じて関係市村の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（小委員会）

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（幹事会及び専門部会）

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、関係市村の長の協議を経て、会長が別に定める。

（経費の負担）

第14条 協議会に要する経費は、関係市村の長が協議して負担する。

（監査）

第15条 協議会の出納の監査は、関係市村の長が協議し、関係市村の監査委員のうち2人に委嘱して行う。

2 前項の規定による委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第17条 会長、副会長、委員、監査委員及び第9条第4項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

（協議会の解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。